



常陸太田市告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により，都市計画を変更したので，同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により，次のとおり告示し，同条第2項の規定により，当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和元年5月23日

常陸太田市長 大久保 太 一

記

1. 都市計画の種類

用途地域の変更

都市計画公園の変更

2. 都市計画を決定する土地の区域

常陸太田市金井町字江向の一部，塙町字鯉沼及び字西鯉沼の各一部，中城町字西鯉沼の一部，馬場町字倉町の全部，字柳町，字香升，字北香升，字小野下の各一部

3. 縦覧場所

常陸太田市役所 建設部都市計画課

日立都市計画 公園の変更(常陸太田市決定)

都市計画公園に3・3・101号金井近隣公園を次のように追加する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・101	金井近隣公園	常陸太田市 金井町字江向	約1.8ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市における良好な環境の創出、屋外レクリエーション等の場の確保及び大規模災害時における避難等に供するため、本案のとおり公園を決定する。

日立都市計画 公園の変更

【変更理由】

都市の環境保全・景観・屋外レクリエーションや大規模災害時における避難場所、物資の集積場の機能などの観点から公園を決定するものである。

【市決定】・公園の変更

常陸太田市東部地区 約1.8ha

3・3・101 金井近隣公園

同時決定

【県決定】・区域区分の変更

(市街化調整区域→市街化区域 約28.9ha)

【市決定】・用途地域の変更

((市街化調整区域) 約28.9ha→準工業地域 約28.9ha)

- ・地区計画の決定(約28.9ha)
- ・土地区画整理事業の決定(約26.1ha)
- ・公共下水道の変更

(常陸太田公共下水道:排水区域の追加 約29ha)

常陸太田市役所

3・3・101 金井近隣公園
A=1.8ha

凡例



公園を
決定する区域